

## 品川区太陽光発電システム設置助成事業実施要綱

- 制定 平成23年3月14日区長決定  
要綱第20号
- 改正 平成24年3月28日区長決定  
要綱第62号
- 改正 平成25年3月26日区長決定  
要綱第52号
- 改正 平成25年8月1日部長決定  
要綱第127号
- 改正 平成26年3月28日区長決定  
要綱第43号
- 改正 平成27年3月31日区長決定  
要綱第387号
- 改正 平成28年3月31日区長決定  
要綱第165号
- 改正 平成30年2月27日区長決定  
要綱第15号
- 改正 令和2年6月30日区長決定  
要綱第142号

### (目的)

#### 第1条

この要綱は、品川区（以下「区」という。）において太陽光発電システム（以下「機器」という。）を設置する区民、事業者等に対し、設置に要する経費の一部を助成し、地球温暖化対策の推進および環境保全の意識啓発を図るとともに、再生可能エネルギーの導入を促進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 区民 区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者をいう。
- (2) 事業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当しない会社を除く団体または個人であって、別に定めるものをいう。
- (3) 家庭用 区民が機器を区内の自己の居住用途に供する個人住宅部分で使用することをいう。
- (4) 業務用 事業者等が機器を区内の事業所、従業員等の居住の用に供する住宅、不動産賃貸業に係る建築物等（以下「事業所等」という。）で使用することをいう。

- (5) 対象機器 別表に掲げる家庭用または業務用の機器および付属機器をいう。
- (6) 設置事業 家庭用または業務用に対象機器を設置する事業をいう。
- (7) 小売電気事業者 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項で定められた、一般の需要に応じ電気を供給する事業者をいう。

(助成対象者)

第3条 この要綱に基づく助成の対象者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を備えているものとする。

- (1) 家庭用に設置事業を実施する区民で次の要件を満たす者であること。
  - (ア) 住民税を滞納していないこと。
  - (イ) 未使用の機器を設置した住宅に居住すること。
  - (ウ) 設置事業の対象住宅の所有者または賃借人(設置事業について所有者の承諾を得ている者に限る。)であること。
  - (エ) 設置事業について過去にこの要綱に基づく助成金その他これに類するものを受けている者でないこと。
  - (オ) 区分所有建物に設置する対象機器が当該建物に係る所有者全員の共有に属する場合は、当該建物における建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第25条第1項の管理者または同法第47条第2項の管理組合法人であること。
  - (カ) 機器の設置日が助成金の交付を受けようとする年度の4月1日以降であること。
- (2) 業務用に設置事業を実施する事業者等で次の要件を満たす者であること。
  - (ア) 法人事業税その他の税を滞納していないこと。
  - (イ) 法令等および公序良俗に反していないこと。
  - (ウ) 設置事業の対象となる事業所等の所有者または賃借人(設置事業について所有者の承諾を得ている者に限る。)であること。
  - (エ) 設置事業について過去にこの要綱に基づく助成金その他これに類するものを受けている事業者等でないこと。
  - (オ) 機器の設置日が助成金の交付を受けようとする年度の4月1日以降であること。

(助成の要件)

第4条 この要綱に基づく助成は、未使用の対象機器を区内の建物に新規に設置した場合(既存の対象機器の一部として増設する場合を除く。)に行うものとし、対象機器の種類および要件、助成の対象となる経費ならびに助成金の額は、別表のとおりとする。

- 2 前項の助成金の額に1,000円未満の端数があるときまたはその全額が1,000円未満であるときは、その端数または全額を切り捨てる。

- 3 前2項の規定にかかわらず、助成対象者が、同一事業に対し、区以外の者からの助成金の交付を受けており、助成金交付額の合計額が助成対象経費を上回る場合については、前2項による額から当該上回る額を控除して得た額をもって助成金の額とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、機器の設置日以降に、品川区太陽光発電システム設置助成金交付申請書(第1-1号様式、第1-2号様式または第1-3号様式)に、必要書類を添えて、別に定める期間内に区長に申請しなければならない。

(助成金の額の確定および助成金の交付の決定)

第6条 区長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、助成要件に適合すると認めるときは、助成金の額を確定するとともに、助成金の交付を決定された者(以下「助成決定者」という。)として決定し、その旨通知するものとする。

- 2 前項の場合において、区長は、必要があると認めるときは、決定前に実地に調査を行うものとする。

(申請内容の変更)

第7条 助成決定者は、第5条に係る内容を変更しようとするときは、あらかじめ品川区太陽光発電システム設置助成金交付決定内容変更申請書(第2-1号様式、第2-2号様式または第2-3号様式)により区長に申請しなければならない。

- 2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、助成要件に適合すると認めるときは、これを承認する。

(申請の取下げ)

第8条 助成決定者は、第6条の決定後、第5条の申請を取り下げるときは、直ちに品川区太陽光発電システム設置助成金交付申請取下届出書(第3-1号様式、第3-2号様式または第3-3号様式)により区長に届け出るものとする。

(助成金の請求)

第9条 助成決定者は、品川区太陽光発電システム設置助成金交付請求書(第4-1号様式、第4-2号様式または第4-3号様式。以下「助成金交付請求書」という。)により助成金を請求するものとする。

(助成金の交付)

第10条 区長は、前条の助成金交付請求書に基づき、助成金を交付するものとする。

(管理および報告)

第11条 助成金の交付を受けた者は、対象機器を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。この場合において、対象機器が損傷し、または滅失したときは、その旨を書面により直ちに区長に届け出なければならない。

(交付決定の取消しおよび助成金の返還等)

第12条 区長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すものとする。

(1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定または助成に付された条件に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、速やかに助成決定者に通知する。

3 区長は、助成金の交付を受けた者が、前条の規定による届出をした対象機器を処分したときまたは前項の規定により助成金の交付決定が取り消されたときは、助成金の全部または一部について返還を求めることができる。

(委任等)

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、別に都市環境部長が定める。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年8月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

付 則

1 この要綱は、令和2年7月1日から適用する。

2 令和2年7月1日から令和3年3月31日の間における第3条第1号(カ)、第

3条第2号（オ）、第5条および第1号様式の規定の適用については、これらの規定中「機器の設置日」とあるのは、「機器の設置日または小売電気事業者との電力需給契約における電力需給開始日」と読み替える。